

応接録

相談者 法務省出入国在留管理庁審判課、内閣官房
国家安全保障局
担当者 馬渡参事官
相談年月日 令和2年3月9日

〔件名〕中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について（5）

〔相談・応接要旨〕

標記の件名について、別添のとおり、照会があったところ、意見がない旨回答した。

〔備考〕

近藤長官及び北川第一部長（次長事務代理）に御相談済み。

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

〔令和2年3月10日
国家安全保障会議決定案
閣議了解案〕

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、中間人民共和国以外の国等においても感染が拡大している現下の状況を踏まえて、中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（出入国管理及び難民認定法の適用）（令和2年3月6日閣議了解）3に基づき、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、中華人民共和国を除く国又は地域の州その他これに準ずる行政区画（以下「特定州等」という。）において、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、当該特定州等に滞在する外国人の本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高い場合には、本邦への上陸の申請日前14日以内に当該特定州等における滞在歴がある外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 1に基づく取扱いについては、3月11日午前0時（日本時間）から行うものとする。
- 3 1の変更については、別途閣議了解を行う。

以上